

函館市難病事例検討会（学習会）実施要領

1 目的

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱第4条第1号に基づき、保健、医療、福祉関係者等と支援計画の評価を行うとともに、把握した課題等に関する講話等を行うことにより、保健所と関係機関が連携し、要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援を行うことを目的とする。

2 開催回数

概ね年1回とする。

3 開催会場

函館市総合保健センターまたはその他適当と思われる会場にて開催する。

4 事業対象者

保健、医療、福祉関係者等

5 事業内容

(1) 在宅療養支援計画の評価

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱第4条第1号に基づき作成した支援計画について、以下の点に留意し、評価を行う。

ア 収集した情報が十分か

イ 目標の設定・計画は適切か

ウ 地域の社会資源の活用は十分か

エ 患者・家族の希望を反映しているか

オ 支援者間の連携は十分か

(2) 把握した課題等に関する講話等

在宅療養支援計画の作成および評価を通して把握した課題等に関する講話等を行う。

6 周知方法

保健、医療、福祉等関係機関に案内し、参加者を集約する。

7 関係会議等との連携

事例検討会（学習会）により集積された地域課題については、「函館市難病対策地域協議会」等と連携し、きめ細かな地域ケアシステムの構築に反映できるよう十分配慮し調整すること。

附 則

この要領は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)6月27日から施行する。